

**2017年日本政府年次報告**  
**「業務災害の場合における給付に関する条約（第121号）」**  
**（2012年6月1日～2017年5月31日）**

1. 質問Ⅰについて

法令の名称を以下のとおり改める。

「人事院規則16-2（船員である職員にかかる災害補償の規則）」を「人事院規則16-2（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）」に、「人事院規則16-3（災害を受けた船員の福祉施設）」を「人事院規則16-3（災害を受けた職員の福祉事業）」に改める。

法令番号を以下のとおり改める。

労働者災害補償保険法施行令（1951年政令第67号）を労働者災害補償保険法施行令（1977年政令第33号）に改める。

2. 質問Ⅱについて

【第4条】

2015年度における労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、船員保険法の適用を受ける労働者の総計は、59,672千人であった。

【第8条】

これまでの疾病に以下の疾病を追記する。

四 化学物質などによる疾病における

3 テレビン油にさらされる業務による皮膚疾患、及び

七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病における

6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん

11 一・ニージクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん

12 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん

また、疾病の一覧表は以下のとおり。

一 業務上の負傷に起因する疾病

二 物理的因子による次に掲げる疾病

1 紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患

2 赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患

3 レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患

4 マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患

5 電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害

6 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病

7 気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症

8 暑熱な場所における業務による熱中症

- 9 高熱物体を取り扱う業務による熱傷
  - 10 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷
  - 11 著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患
  - 12 超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死
  - 13 1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- 三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病
- 1 重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
  - 2 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛
  - 3 さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害
  - 4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害
  - 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病
- 四 化学物質等による次に掲げる疾病
- 1 厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であつて、厚生労働大臣が定めるもの
  - 2 弗素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
  - 3 すず、鉋物油、うるし、タール、テレピン油、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患
  - 4 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
  - 5 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患
  - 6 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患
  - 7 石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
  - 8 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症
  - 9 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- 五 粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和三十五年労働省令第六号）第一条各号に掲げる疾病
- 六 細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病
- 1 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患
  - 2 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患
  - 3 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症
  - 4 屋外における業務による恙虫病
  - 5 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病
- 七 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病

- 1 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 2 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 3 四—アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 4 四—ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍
- 5 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん
- 6 ベリリウムにさらされる業務による肺がん
- 7 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん
- 8 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫
- 9 ベンゼンにさらされる業務による白血病
- 10 塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん
- 11 一・二—ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん
- 12 ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん
- 13 電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫
- 14 オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 15 マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍
- 16 コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん
- 17 クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 18 ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん
- 19 砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん
- 20 すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん
- 21 1 から 20 までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病
- 八 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含む。）若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病
- 九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病
- 十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病
- 十一 その他業務に起因することの明らかな疾病

#### 【第 14 条】

本条 1 の規定に従って現金給付が支給される半永久的なものとなるおそれのある所得能力の所定の程度の喪失のうち、第六級は以下のとおり。

- 一 両眼の視力が 0.1 以下になつたもの
- 二 そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
- 三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
- 三の二 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
- 四 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの

- 五 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
- 六 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
- 七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの

#### 【第16条】

平成29年4月1日時点の介護料支給額は以下のとおりとなっている。

##### ①常時介護

1ヶ月 57,030円

（介護に要する費用として支出された費用の額が57,030円を超える場合には、105,130円を限度として、実際に支出された費用の額）

##### ②随時介護

1ヶ月 28,560円

（介護に要する費用として支出された費用の額が28,560円を超える場合には、52,570円を限度として、実際に支出された費用の額）

#### 【第19条】

前回までの報告中、Ⅰを以下のとおり改める。

A 平均賃金の算定方式は従来の報告のとおりであるが、2017年5月31日現在、一時的又は初期的な労働不能に係る給付については、同算定方式により算定した額が3,910円未満の場合には、3,910円を「平均賃金」に代えて用いる。永久的なものとなるおそれのある所得能力の全部喪失又はこれに相当する身体機能の喪失に係る給付及び扶養者の死亡（遺族3人の場合）については同算定方式により算定した額が後述する年齢階層別の最低賃金額に満たない場合、当該最低限度額を「平均賃金」に代えて用い、同様に最高限度額を超える場合、当該最高限度額を「平均賃金」に代えて用いる。

また、第19条3に関しては、年金給付基礎日額に年齢階層別の最高限度額・最低限度額が導入されており、2017年5月31日現在の最高限度額・最低限度額は以下のとおりである。

| 年齢    | ～19     | 20～24   | 25～29   | 30～34   | 35～39   | 40～44   |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最低限度額 | 4,743円  | 5,324円  | 5,884円  | 6,222円  | 6,643円  | 6,881円  |
| 最高限度額 | 13,264円 | 13,264円 | 13,934円 | 16,428円 | 19,124円 | 21,243円 |
| 年齢    | 45～49   | 50～54   | 55～59   | 60～64   | 65～69   | 70～     |
| 最低限度額 | 7,019円  | 6,780円  | 6,180円  | 5,000円  | 3,910円  | 3,910円  |
| 最高限度額 | 24,228円 | 25,587円 | 24,934円 | 20,263円 | 15,532円 | 13,264円 |

B 第19条3のただし書きの規定は援用していないので、第19条6から9までの規定も援用する必要はない。

C 最高限度額を算出する際に用いる男子熟練労働者の賃金に関して、「賃金構造基本調査」（平成27年度）の所定内給与男女計・年齢計の第3・四分位数は397,900円であり、これを30で除すという日額換算（円未満端数切上げ）を行うと13,264円である。

#### 【第23条】

前回までの報告中、Ⅰを以下のとおり改める。

2014年の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の改正により、保険給付に関す

る決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすることができ  
る。当該審査請求に対する決定に不服のある者は、その者の選択により、裁判所に対して  
訴えを提起することも、労働保険審査会に対して再審査請求をすることもできる。

また、審査請求をした日から3ヶ月を経過しても労働者災害補償保険審査官による決定  
がないときは、労働保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができることとさ  
れている。

国家公務員については、実施機関が行った補償の実施等に不服があるときは、人事院に  
対して、審査の申立てをすることができる。また、人事院への申立てを経ずに裁判所に対  
して訴えを提起することもできる。

#### 【第26条】

労働災害を被った者に対して治療を行うための専門病院である労災病院が、全国に30か  
所設置されている。

また、労災リハビリテーション作業所は、その他の施設に在所者の退所先の確保を図り  
つつ、2015年9月に廃止された。

我が国においては、障害者の雇用の促進等に関する法律（1960年法律第123号）に基づき  
、①事業主に対し障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務付  
ける雇用義務制度、②障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る納付金制度、③  
障害者の職業生活における自立を図る職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育  
等の関係機関との連携のもとに、以下の機関で実施している。（2016年12月1日現在）

①公共職業安定所（全国544カ所）

②障害者職業センター

- ・障害者職業総合センター（全国1カ所）
- ・広域障害者職業センター（全国2カ所）
- ・地域障害者職業センター（全国47カ所、5支所）

③障害者就業・生活支援センター（全国330カ所）

業務災害の頻度及び強度は次のとおりである。

| 年    | 死傷者数<br>(労災保険新規受給者<br>数) | 死亡者数          | 度数率<br>(注1) | 強度率<br>(注2) |
|------|--------------------------|---------------|-------------|-------------|
| 2011 | 526千人                    | 2,338<br>(注3) | 1.62        | 0.11        |
| 2012 | 536千人                    | 1,093         | 1.59        | 0.10        |
| 2013 | 534千人                    | 1,030         | 1.58        | 0.10        |
| 2014 | 545千人                    | 1,057         | 1.66        | 0.09        |
| 2015 | 545千人                    | 972           | 1.61        | 0.07        |

(注1)度数率とは、100万延労働時間当たりの死傷者数である。

(注2)強度率とは、1,000延労働時間当たりの労働損失日数である。

(注3)2011年3月11日に発生した東日本大震災を直接の原因とする死亡者(1,314人)を  
含む。

3. 質問Ⅲについて

労働者災害補償保険制度の運営に関する重要事項を審議するための機関の名称を労働者災害補償保険審議会から労働政策審議会労災保険部会に変更した。

4. 質問Ⅳについて

変更又は追記すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

変更又は追記すべき事項はない。

5. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会